



この証明書は保険の対象の建物の施工者、ハウスメーカー、設計者または販売者の方にご記入いただく書類です。

＊ 裏面に記載の条件に該当するお客さまは、本書類をご提出ください。

SBI 損害保険株式会社 宛

住まいの保険

建物構造証明書

① 保険契約者記載欄 ＊契約申込書兼意向確認書から転記してください。

保険契約者氏名	
保険の対象となる建物の所在地	

② 上記①の「保険の対象となる建物の所在地」に記載の建物について、以下のとおりであることを証明します。

西暦		年	月	日
＊未記入の場合は、弊社に書類が到着した日をご記入日とさせていただきます。				
建築年月	西暦	年	月	
構造(柱) ＊いずれか一つを○で囲んでください。	木造 鉄骨造 コンクリート造 その他()			
耐火基準 ＊いずれか一つを○で囲んでください。	1	耐火建築物(※1)(含む耐火構造建築物(※4))		
	2	準耐火建築物(※2)(含む特定避難時間倒壊等防止建築物(※5))		
	3	省令準耐火建物(※3)		
	4	耐火構造(※6)		
	5	準耐火構造(※7)		
	6	該当なし		
証明者 (施工者、ハウスメーカー、 設計者または販売者(※8))	(住所) (会社名)		印	ご担当者印 または署名

※1 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。
※2 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。
※3 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する建物として、住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。
※4 建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)による改正前の建築基準法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物のうち、特定避難時間倒壊等防止建築物以外のものをいいます。
※5 建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)による改正前の建築基準法施行令第109条の2の2に適合する建築物をいいます。
※6 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める部分をいいます。以下同様とします。)が、同法第2条第7号に定める耐火構造の建物または建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物をいいます。
※7 主要構造部が、建築基準法第2条第7号の2に定める準耐火構造の建物または建築基準法施行令第109条の3第1号または第2号に適合する構造の建物をいいます。
※8 不動産仲介業者は販売者に含まれません。

以上

見積番号	
------	--

この書類のご提出が必要なお客さま

以下のいずれかに該当する場合、本書類をご提出ください。

1. 提出できる書類がない場合

お住まいの「建築年月」、「柱の種類」、「耐火性能」を確認できる書類がない。

提出書類についての詳細は同封の「お申込みの際にご提出いただく書類のご案内」をご覧ください。

2. 建築確認申請書のみで 耐火性能が確認できない場合

柱の種類が下記の場合、耐火性能の確認は不要です。

コンクリート造

コンクリートブロック造

レンガ造

石造

鉄骨造
一戸建の専用住宅に限る

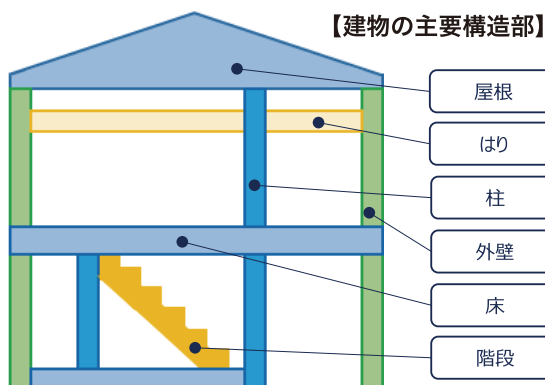
(1) 省令準耐火建物の場合

省令準耐火建物は建築確認申請書では耐火性能の確認ができません。仕様書（図面）、お住まいのパンフレットなどでご確認ください。仕様書（図面）、お住まいのパンフレットなどで省令準耐火建物であることの確認ができない場合は、本書類のご提出が必要です。

(2) 建物の主要構造部が耐火・準耐火構造であるが、建築確認申請書にその記載がない場合

次のチェックポイント1・2のいずれにも該当する場合は、本書類をご提出ください。

☒ Check 1 建物の主要構造部が耐火・準耐火構造である



建物の主要構造部とは屋根、はり、柱、外壁、床、階段をいいます。
下記 Check 2 に該当する場合でも、これらが建築基準法に定める耐火性能（表面②の「耐火基準」の4. 耐火構造または5. 準耐火構造に該当）を持っている可能性があります。
該当の可能性については施工者等にご確認ください。

☒ Check 2 「建築確認申請書」の第四面5. の項目が「その他」または「記載(チェック)なし」となっている。(※1)



建築確認申請のタイミングによって書式が異なりますので、以下をご確認ください。

建物確認申請のタイミングが2019年6月24日以前

建築確認申請書 第四面【5. 耐火建築物等】

【5. 耐火建築物等】

- ☐ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物（イー1） ☐ 準耐火建築物（イー2）
☐ 準耐火建築物（ロー1） ☐ 準耐火建築物（ロー2）
☐ 耐火構造建築物 ☐ 特定避難時間倒壊等防止建築物 ☒ その他

その他にチェック
または すべてにチェックがない

建物確認申請のタイミングが2019年6月25日以降(※2)

建築確認申請書 第四面【5. 主要構造部】

【5. 主要構造部】

- ☐ 耐火構造
☐ 建築基準法施行令第108条の3第1項1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
☐ 準耐火構造
☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）
☒ その他

その他にチェック
または すべてにチェックがない

※1 建物の主要構造部が耐火・準耐火構造の場合、「建築確認申請書」の第四面5. の項目が「その他」、「記載(チェック)なし」となることがあります。

※2 2019年6月25日以降に申請した場合でも、2019年6月24日以前の書式が使用されていることがあります。